

日本禁煙科学会委員会規程

（目的）

第1条 本規程は、日本禁煙科学会会則第37条に定められた委員会について定める。

（委員会の名称及び担当分野）

第2条 委員会の名称及び担当分野は、理事会の承認を得て理事長が決定する。

（組織）

第3条 委員会に委員長および委員を置く。

2 委員長および委員は、理事長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員交代により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は任期が満了した場合においても、新たに委員が選出されるまでは、前項に関わらず、引き続きその職務を行うものとする。

（解任）

第5条 次の各号の一に該当するときは、理事長はこれを解任することができる。

（1）心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

（2）業務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき、または本会の目的に反する行為のあったとき

（委員会の開催）

第6条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、電子メールにより開催することができる。

（委員会の決定）

第7条 理事会の決定事項を除き、委員会の決定事項は理事長の承認をもって本会の決定事項とする。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成28年11月5日から施行する。